

平成 31 年度石狩浜海水浴場賑わい創出業務 仕様書

1 業務委託名称

平成 31 年度石狩浜海水浴場賑わい創出業務委託

2 業務の目的

石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」は、札幌圏に位置する唯一の海水浴場として多くの利用者に親しまれているが、近年は全国的な海離れやレジャーの多様化などの影響を受けて、来場者数は減少傾向にある。本業務は、新たな海水浴場の楽しみ方や公共が運営する海水浴場としての意義を追求するために、民間知見の活用による創意工夫で賑わいを創出することを目的とする。

なお、業務の実施に当たっては、高度な専門知識やノウハウを活用した優れた提案を得るため、受託者を公募型プロポーザル方式で選定するものとする。

3 履行場所

石狩浜海水浴場あそびーち石狩（石狩市弁天町地先）

4 委託期間

契約締結日から平成 31 年 8 月 31 日（土）まで

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、当協会と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、当協会に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ当協会に書面により報告し、当協会の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市観光センターにて行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに当協会と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務の内容

- (1) 石狩浜海水浴場に賑わいを創出する事業の企画・実施

石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」や海水浴場が位置する石狩市本町地区が有する地域資源を最大限活用した事業を企画・実施することにより、賑わいを創出すること。なお、実施内容は以下の要件をふまえたものとする。

- ・ 賑わいを創出する手法については、イベントの実施のほか、賑わいを創出する環境整備も想定される。
- ・ イベント等を実施する場合は基本的に海水浴場内のイベントスペースを活用するものとする。
※イベントスペースの大きさや海水浴場のレイアウトについては実施要領の「10. 担当部署」までお問い合わせください。

- ・ 実施の期間は海水浴場の開設期間内とする。(平成 31 年 7 月 13 日～8 月 18 日)
- ・ 飲食等の物販に関する提案については、第 1 優先契約候補者を決定後、石狩海水浴組合(海の家)とその内容を調整する場合がある。

(2) 子ども向けの遊び場「キッズパーク」の企画・実施

当協会では、まだ海に入ることが難しい小さなお子様にも海水浴場を楽しんでもらうことを目的に、平成 29 年度より主に小学生以下の子どもを連れた家族向けに「キッズパーク」を運営している。(概要別紙)本業務では、以下の用件を踏まえながら、内容の更なる拡充を図ること。

- ・ キッズパークの設置場所は基本的に海水浴場内のイベントスペースを活用するものとする。また、キッズパークの敷地の外周にはフェンス等の仕切りを設置するものとする。
- ・ キッズパーク専門の監視員を 1 名以上必ず配置するものとする。また、遊びの補助員を必要に応じて配置するものとする。
- ・ キッズパーク内では、遊具の設置や遊び・学習の体験メニューの提供をするなどして、利用の促進や石狩市の魅力の PR に努めるものとする。

(3) 広報

海水浴場及び本町地区の 7～8 月におけるイベント等を PR するポスターを 100 部制作し、石狩市内外に設置すること。なお、掲載するイベント情報等は別途指示する。その他、必要に応じて訴求すべきターゲットへ向けた広報活動を実施すること。

(4) アンケートの実施

来場者に対してアンケートを実施すること。なお、項目は委託者と協議の上、内容を決定する。

(5) 事業実施報告

平成 31 年 8 月 31 までに実施内容、アンケート、次年度への提案等をまとめた報告書を提出すること。

(6) 運営体制

- ・ 屋外での実施となるため、雨天対策を備えるなどして実施になるべく支障が出ない措置を図ること。
- ・ 事故防止などの安全面に配慮した上で、毅悪の実施に支障が出ない人員体制とすること。

(7) その他

- ・ 業務内容について、企業や石狩市内で活動する市民団体等とのタイアップにより、規模の拡大や内容の充実、地域資源の活用を図ることが望ましい。
- ・ 業務内容について、障がい者や高齢者、小さな子ども連れの家族など、できるだけ多くの人が利用可能な工夫をすることが望ましい。
- ・ 来場者から、イベントの参加料や本業務で設置する施設等の使用料を徴収することにより、規模の拡大や内容の充実を図ることは妨げない。

7 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な光熱水費については、業務予算内で賄うこと。
- (2) 会場への資材等を搬入する場合、石狩観光協会及び海水浴場の開設者である石狩市と別途協議すること。
- (3) 構造物等を設置する場合、海水浴場の監視の妨げにならないこと。
- (4) 場内で放送をする場合、海水浴場内の緊急放送を優先すること。

- (5) 実施する企画の参加者には受託者が保険を付保することとする。また、その費用は受託者が負担することとする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項等については、当協会と都度、協議すること。